

調 定 番 号					水 栓 番 号	
						No. _____

共同住宅料金適用申込書（入所施設）	
年 月 日	
大 阪 市 水 道 局 長	

申 込 者	法人の代表者または施設長
	住 所
	法人名
	フリガナ 氏 名
電話番号	

管 理 責 任 者	上記申込者と同一である場合は、同上と記入してください。
	住 所
	フリガナ 氏 名
	電話番号

所 在 地	区	丁目	番	号
施 設 名 称				入所定員数 人

次の共同住宅（入所施設）において、裏面の共同住宅料金取扱の条件を承諾のうえ、下記規程に該当することが確認できる書類を添えて、共同住宅料金の適用を申込みます。

施設種類		該当規程	添付書類
	救護施設	生活保護法	大阪市発行の「生活保護法による保護施設の設置認可について」等
	更生施設		
	乳児院	児童福祉法	大阪市発行の「●●○年度における定員の設定について（通知）」等
	母子生活支援施設		
	児童養護施設		大阪市発行の指定障害福祉サービス事業者指定書等
	障害児入所施設		
	養護老人ホーム	老人福祉法	大阪市発行の「特別養護老人ホーム○○の設置認可について」等
	特別養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	大阪市発行の指定障害福祉サービス事業者指定書等

太線の中のみ記入してください。

※水道局使用欄			
受 付	年	月	日
決 定	年	月	日
適用の可否	可	・	否

共同住宅料金（入所施設）の取扱いについて（条件）

共同住宅料金（入所施設）の適用申込をするにあたっては、水道事業給水条例及び水道事業給水条例施行規程並びに関係諸規程に基づき次の条件等を遵守してください。

1 共同住宅料金（入所施設）の適用範囲

- (1) 生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- (2) 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設
- (3) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設

2 届出

- (1) 共同住宅の水道料金等に関する事務を取り扱っていただくため、管理責任者を定めてください。
- (2) 申込者、管理責任者及び入所定員数に異動があった場合は変更届（入所施設）等を提出してください。

3 共同住宅料金の適用を受けた場合

- (1) 料金の計算及び請求は、総使用水量を入所戸数（入所定員数10人に対し1戸の割合で適用）で除して、それぞれの水量に専用給水装置の料金を適用した合計金額を申込者又は管理責任者に請求します。
- (2) 料金の支払は、申込者又は管理責任者の方が遅滞なく支払ってください。

4 申込者及び管理責任者の方に行っていただくこと

- (1) 漏水防止等水道設備の維持管理をしていただきます。
- (2) 水道局からの連絡は管理責任者の方へいたしますので、必要に応じて各入所者への周知等をお願いします。
- (3) 受水槽漏水等の緊急事故に備え、給水装置工事事業者（指定工事店）を選定しておいてください。受水槽が漏水しますと水道料金が高くなります。

5 取消

共同住宅料金適用の取消しを希望する場合は、「共同住宅料金適用取消申出書（入所施設）」を提出してください。